

町有地売却実施要領（一般競争入札）

1. 売却物件

物件番号	所 在	地 目	公簿面積 [㎡]	最低売却価格 [円]
R7-03	立山町五百石字東北割 11 番 3	宅地	463.38	3,492,000 円

2. 参加資格

次の項目に該当する方は、参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 物件の使用用途が不適格と認められる者
- (5) 町税等の滞納がある者

3. 参加申込

申込期間、提出場所及び方法等は次のとおりです。

- (1) 申込期間 令和 7 年 5 月 30 日（金）から令和 7 年 6 月 27 日（金）までの間（土曜日、日曜日及び立山町の休日を定める条例（平成元年条例第 21 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 申込場所 中新川郡立山町前沢 2440 番地
立山町役場総務課管財係（庁舎 2 階）
- (3) 提出方法 持参・郵送 ※ 6 月 27 日（金）必着。電話・FAX での申込みは不可。
- (4) 提出書類 ① 町有地一般競争入札売買参加申込書

- ② 誓約書
- ③ 住民票謄本（法人の場合は商業登記簿謄本） 1 通
 - ※ マイナンバー（個人番号）の記載のないもの
- ④ 身分証明書 1 通
 - ※ 市区町村が交付する身分証明書
 - ※ 法人の場合は不要
- ⑤ 住所地又は所在地における市町村税等納税証明書 1 通
 - ※ ③④は発行後 3 箇月以内、⑤は発行後 2 週間以内のものに限ります。

<留意事項>

- ※ ① 代理人により申込みをする場合は、委任状を提出してください。
- ※ ② 申込手続きが完了したときは、受付票をお送りしますので、入札の際には必ず会場に持参してください。
- ※ ③ 申込み後の名義変更、買受希望物件の変更及び取下げはできません。
- ※ ④ 本物件に対して 2 者以上の連名（共有）による申込みも可能です。
- ※ ⑤ 落札決定後の売買契約書は町が作成し締結します。
- ※ ⑥ 契約に関する経費、所有権移転登記等の諸手続きは、落札者の負担により行っています。

4. 現地説明会

- (1) 日時 令和 7 年 7 月 4 日（金） 午前 10 時から 11 時
- (2) 場所 現地

5. 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 7 月 11 日（金）
 - ① 受付時間 午前 10 時から 10 時 10 分まで
 - ② 入札開始時間 午前 10 時 15 分
- (2) 場所 立山町役場 3 階 第 4 会議室（中新川郡立山町前沢 2440 番地）

<留意事項>

- ※ ① 入札開始時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
（受付票、筆記用具、身分を確認できるもの（運転免許証等）を持参してください。）
- ※ ② 入札書は所定の様式を使用してください。入札書の押印は、参加申込書の印鑑と同一のものを使用してください。
- ※ ③ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人が入札される場合には、所定の様式の委任状を持参してください。なお、委任状には、委任者の印鑑証明書を添付してください。

※ ④ 2 者以上の連名（共有）で申込みされた場合は、委任状を持参のうえ代表者が入札してください。

※ ⑤ 「入札心得」をよく読み、理解のうえ参加してください。

6. 入札保証金

(1) 入札保証金は免除します。

7. 落札者の決定方法

(1) 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。

(2) 本町が定める最低売却価格以上の最高の価格の入札をもって落札者とします。

(3) 落札者となるべき同一価格の入札者が 2 名以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、同一価格の入札者は必ずくじを引かなければならず、くじを辞退することはできません。

(4) 入札結果は次の内容を公表します。

① 法人が行った入札：商号及び入札金額

② 個人が行った入札：「個人」であること及び入札金額（氏名は非公表）

(5) 再度入札は行いません。

8. 入札の無効

立山町財務規則（昭和 59 年規則第 2 号）第 132 条及び別に定める入札心得第 4 条に該当する入札は、無効とします。

9. 契約の締結

(1) 落札者に対しては、入札終了後、契約手続きの説明等を行います。（契約書などの必要書類をお渡しする予定です。）

(2) 契約締結期限は別途通知します。契約時に契約保証金（落札価格の 10 パーセント）を町が発行する納付書により納入してください。ただし、落札者となった者が、正当な理由なく説明等に応じなかった場合や契約を締結されなかった場合には、落札者としての資格を取り消します。

10. 売買代金の支払方法

売買契約締結後、町が指定する期日までに町が発行する納入通知書により売買代金を完納してください。契約保証金を売買代金に充当しますので、売買代金との差額を一括で納入してください。

11. 契約に付する条件

(1) 所有権の移転等

① 売買代金を完納したときに所有権移転及び土地の引渡しがあったものとしま

す。

② 土地は、現状有姿のまま引き渡すものとします。

③ 所有権移転登記は、落札者が行います。

(2) 契約に関する経費等

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税などの費用は落札者の負担とします。

(3) 契約の解除

① 落札者が売買契約に違反したときは、町は契約を解除することができます。

② この場合、落札者は町が指定する期間内に自己の費用で売買物件を原状回復して町に引き渡さなければなりません。

③ 契約が解除された場合、契約保証金は返還しません。

(4) 使用用途等に関する遵守事項について

落札者は、本物件を使用するに当たって、次の各号を遵守しなければならない。

① 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する者、反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

② 本物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項の規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に定める接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

③ 騒音、悪臭が発生する又は環境を汚染する用に供してはならない。

④ 本物件の所有権を第三者に移転する場合には、第 1 号から第 3 号に規定する事項を承継させなければならない。

⑤ 本物件を第三者に使用させる場合には、第 1 号から第 3 号に規定する事項に反する使用をさせてはならない。

上記に違反したときは、町が定める違約金を支払っていただきます。

また、売買契約を解除する場合があります。